

台風7号被災地支援活動への交付金 受付開始 ～対象事業期間を12月まで延長し、9月6日から申請受付～

- 京都府では、台風第7号による府内の被害に対し、NPO や自治会等の非営利団体が行う支援活動を、地域交響プロジェクト交付金「被災地支援プログラム」により支援します。
- 対象事業期間を当初予定（9月末）から12月28日までに延長し、9月6日から申請受付を開始しますので、周知をお願いします。

1 申請受付期間

令和5年9月6日（水）から12月28日（木）まで（当日消印有効）

2 対象期間

令和5年8月14日（月）から12月28日（木）までの間に実施された事業

＊この期間に着手し、支払いまで完了する事業が対象

＊対象期間は、前回の記者発表における「9月30日まで」から約3か月延長

3 対象事業

非営利団体（町内会、自治会、ボランティアグループ、NPO法人、PTA等）が主体的に行う、台風第7号による被害に対する被災地支援活動

<対象事業例> ・災害で発生した土砂・がれきの除去 ・被災家屋等の清掃作業
・被災地への支援物資の発送 ・被災者への心理ケアの実施 など

4 対象経費

事業費30万円の範囲内

<対象経費例> ・ブラシ・スコップ等の資材や軍手・長靴等の消耗品代
・がれき搬送用のトラック等の借上料、燃料費
・ボランティアの募集チラシ印刷代、ボランティア保険料
・専門家への謝礼や被災地への交通費 など

5 補助率等

	京 都 府	市町村（京都市除く） ※（公財）京都市市町村振興協会
補 助 率	事業費の3分の2以内	事業費の3分の1以内
交付金上限額	20万円	10万円

6 申請方法等

団体の所在地がある市役所・町村役場又は広域振興局に、郵送または持参により必要書類を提出してください。（京都市内の場合は、文化生活総務課へ）

申請様式や提出先等の詳細については、京都府HP「地域交響プロジェクト交付金『被災地支援プログラム』について」をご確認ください。

(<https://www.pref.kyoto.jp/chiikikokyo/hisaichishien.html>) ※9月6日から公開

＊作業の前後等、活動内容がわかる写真や資材購入のレシート・領収書等の提出が必要です。

7 相談窓口

文化生活部 文化生活総務課 府民協働係	(電話 075-414-4453)
山城広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	(電話 0774-21-2049)
南丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	(電話 0771-24-8430)
中丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	(電話 0773-62-2031)
丹後広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	(電話 0772-62-4300)

【本報道発表に関するお問合せ】

文化生活部文化生活総務課	課長	裕 (はざま)	TEL 075-414-4220
	参事	尾崎	TEL 075-414-4460

